

離農農家の保有農地の権利移動状況調査結果(平成21年離農)の概要

平成22年11月
北海道農政部
農業経営局農地調整課

1 調査の趣旨等について

(1) 調査の趣旨

- 道では、道内における離農に伴う農地の権利移動の実態を把握するため、「離農実態調査」を昭和45年以降毎年実施しています。
- なお、平成16年の調査から、離農農家が保有していた農地全体の離農に伴う権利移動等の状況を詳細に把握するため、調査対象の拡大を行うとともに、調査の趣旨がより適切に表現されるよう調査名称を変更しています。

(2) 調査対象等

- 調査の対象とした離農農家は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までに農地法又は農業経営基盤強化促進法の適用を受けて、その保有する農地又は採草放牧地の全部又は一部の権利移動(以下「処分」という。)をして、又は全地未処分のまま農業の事業を廃止した農家としています。
- なお、本調査と農業センサス等の統計調査とでは調査対象農家の範囲や調査時点が異なることなどから、本調査により把握された離農農家の戸数と農業センサス等の統計調査結果による農家戸数の年間の減少数値とは一致しません。

2 調査結果の概要について

(1) 離農農家の状況

- 離農農家戸数は、全道で692戸で、そのうち個人農家が679戸、1戸1法人農家が9戸、2戸以上法人が4戸。
- 保有農地面積は8,023haで、1戸当たりの保有農地面積は11.6ha、団地数は2.3団地。
- 離農農家692戸のうち、農地の全部を21年中に処分した農家は602戸、一部だけ処分した農家は62戸、全く処分しなかった農家が28戸。
- 離農農家の保有農地8,023haのうち、年内処分面積は7,519ha(約9割)、未処分農地面積は461ha、自留地面積は42ha。
- 離農農家戸数は、振興局等別では空知及び上川で全体の約5割、経営類型別では稲作が4割、畑作が3~4割、経営規模別では10ha未満の農家が約6~7割、年齢別では、60歳以上が約7割で、平均年齢は66.5歳。
- 離農の理由は、後継者問題と労働力不足が全体の約8割。

(2) 農地の処分状況

- 離農農家の農地の処分形態(賃借権の解約等を除く)は、所有権移転と賃借権の設定等がほぼ同じで、農業経営基盤強化促進法に基づくものが約9割。
- 離農農家の農地の処分先は、約6割が1か所で、経営規模別には、5ha未満では1箇所の割合が高く、5～10haは1箇所と2箇所の割合がほぼ拮抗。
- 離農農家の農地面積の7割は、処分先が農家で、処分先農家1戸当たりの平均引受面積は5.4ha。
- 農家に処分された農地面積の8～9割は、処分先が個人農家で、認定農業者がほとんど。
- 農家以外に処分された農地面積の95%は、農地保有合理化法人。引受面積も13.5haと広い。

(3) 未処分農地の状況

- 離農農家の農地面積のうち約6パーセントは、年内未処分。
- 未処分農地面積は平成16年まで増加していたが、その後は6～12パーセントの間で推移。
- 前年からの未処分農地は平成20年まで増加していたが、21年は減少。
- 離農農家の未処分理由は、平成20年まで「次年度以降処分」する者が最も多いが、21年はその割合が減少。

歴年	離農戸数	処分農地面積	1戸当たりの 処分農地面積	歴年	離農戸数	処分農地面積	1戸当たりの 処分農地面積
	①	②	②/①		①	②	②/①
S50	2,537	11,937	4.7	15	900	9,104	10.1
55	1,415	6,270	4.4	16	1,248	9,525	7.6
60	1,316	79,421	6	17	915	8,478	9.3
H 2	1,739	11,850	6.8	18	1,340	11,328	8.5
7	1,186	10,414	8.8	19	1,095	9,593	8.8
12	1,134	12,432	11	20	909	9,205	10.1
14	982	9,592	9.8	21	692	7,519	10.9

離農農家の保有農地の 権利移動状況調査結果 (平成21年離農)

目次

I 調査の方法と留意事項	1
II 調査結果の概要	
1 離農戸数、保有農地面積、年内処分農地面積	2
2 支庁別の離農戸数等	5
3 経営形態別の離農戸数等	7
4 経営規模別の離農戸数等	9
5 世帯主年齢別の離農戸数等	10
6 離農事由別の離農戸数等	12
7 離農に伴う農地の処分形態	14
8 離農に伴う農地の処分先箇所数	16
9 離農に伴う農地の処分先	17
10 未処分農地	20

平成22年11月

北海道農政部農業経営局農地調整課

I 調査の方法と留意事項

1 調査対象

農業の事業を廃止(以下「離農」という。)して、離農した年のうちに自らの保有する農地及び採草放牧地(以下単に「農地」という。)の所有権の移転、賃借権の設定等の権利移動(以下「処分」という。)があった離農農家(農家個人、農業生産法人。以下同じ。)及び離農したが離農した年のうちには自らの保有する農地の処分がなかった離農農家。

2 調査対象期間

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間の1年間

3 調査方法

全農業委員会等に対する悉皆調査

4 調査内容

- (1) 離農事由別離農戸数、離農農家の保有農地面積及び離農に伴う処分農地面積
(経営類型別、経営規模別、世帯主年齢別)
- (2) 処分に当たっての適用法令・条項別・処分形態別の処分農地面積
- (3) 処分先箇所数別離農戸数及び処分農地面積 (経営類型別、経営規模別)
- (4) 処分先別の処分農地面積 (経営類型別、経営規模別)
- (5) 未処分農地の面積
- (6) 自留地(離農農家が離農後、処分しないで自家菜園的に利用する小面積の農地)の面積

5 経営類型の分類等

経営類型は、農産物の販売収入第一位部門により次の6区分とする。
稲作、畑作、野菜、果樹・花き、酪農、畜産

6 留意事項

- (1) 離農戸数について
今回の調査の結果得られた離農戸数は、調査対象農家の範囲や調査時点の相違等から農業センサス等統計上の農家戸数の年間減少数値とは一致しない。
- (2) 平成15年までの調査結果との関係について
平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部について処分のあった離農農家のみを調査対象としていたが、離農農家及び同農家の保有農地の全体の保有農地の状況をより詳細に把握する観点から、平成16年から調査対象に、離農した年のうちに自らの保有農地の処分が全くなかった離農農家も含めた。このため、平成16年以降の調査結果は、平成15年までの調査結果との単純比較はできない。
- (3) 調査基準日の道の出先機関は支庁であるが、現在の振興局等で整理した。また、所属市町村も現在所属する振興局等で整理した。

II 調査結果の概要

1 離農戸数、保有農地面積、年内処分農地面積

平成21年の離農戸数は692戸、離農農家1戸当たりの保有農地面積は11.6ha、年内処分面積は10.9ha

- 平成21年の全道の離農戸数は692戸、その保有農地の総面積は8,022.9ha、そのうち離農に伴い離農年内に処分された面積は7,519.4haとなっており、離農農家1戸当たりの保有農地面積は11.6ha、年内処分農地面積は10.9haとなっている。

表1 離農戸数、保有農地面積、年内処分農地面積の推移

(単位:戸、ha)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	1戸当たり	
				保有農地	年内処分
47	4,733		26,736.5		5.6
50	2,537		11,936.6		4.7
55	1,415		6,269.7		4.4
60	1,316		7,942.1		6.0
61	1,279		7,899.2		6.2
62	1,434		9,255.1		6.5
63	1,522		10,734.1		7.1
1	1,602		10,645.3		6.6
2	1,739		11,850.3		6.8
3	1,906		12,824.4		6.7
4	1,339		11,213.9		8.3
5	1,430		11,249.5		7.9
6	1,125		11,066.3		9.8
7	1,186		10,413.9		8.8
8	1,338		11,859.0		8.9
9	1,265		10,391.7		8.2
10	1,072		11,431.5		10.7
11	1,075		11,106.4		10.3
12	1,134		12,432.3		11.0
13	1,049		10,389.1		9.9
14	982		9,591.9		9.8
15	900		9,103.7		10.1
16	1,248	11,057.9	9,525.1	8.9	7.6
17	915	9,400.4	8,478.0	10.3	9.3
18	1,340	12,630.4	11,327.7	9.4	8.5
19	1,095	10,926.5	9,593.4	10.0	8.8
20	909	10,187.5	9,204.8	11.2	10.1
21	692	8,022.9	7,519.4	11.6	10.9
H21-20	▲ 217		▲ 1,685.4		0.8
H21/20	76.1		81.7		107.6

注)1 平成21年の離農戸数692戸の内訳

個人農家679戸、1戸1法人9戸、2戸以上法人4戸

全地処分農家602戸、一部処分農家(一部未処分)62戸、全地未処分農家28戸

2 処分農地面積7,519.4ha＝保有農地面積8,022.9ha－未処分農地面積461.1ha－自留地42.4ha

3 平成16年に調査対象を変更しているため、それ前後との単純比較はできない。

15年まで＝農地の全部又は一部を離農年内に処分した離農農家

16年以降＝上記に、未処分のまま離農した農家も対象

4 離農時保有農地面積＝離農農家が離農時に保有していた全ての農地

(所有地、借入地、貸付地、自留地)

5 年内処分農地面積(以下「処分農地面積」)＝離農年内に処分した面積

図1-1 離農戸数の推移



図1-2 離農に伴う処分農地面積

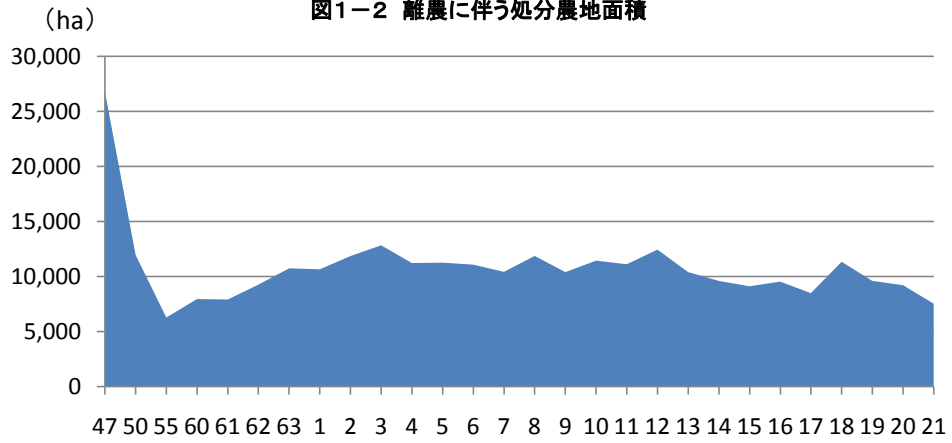
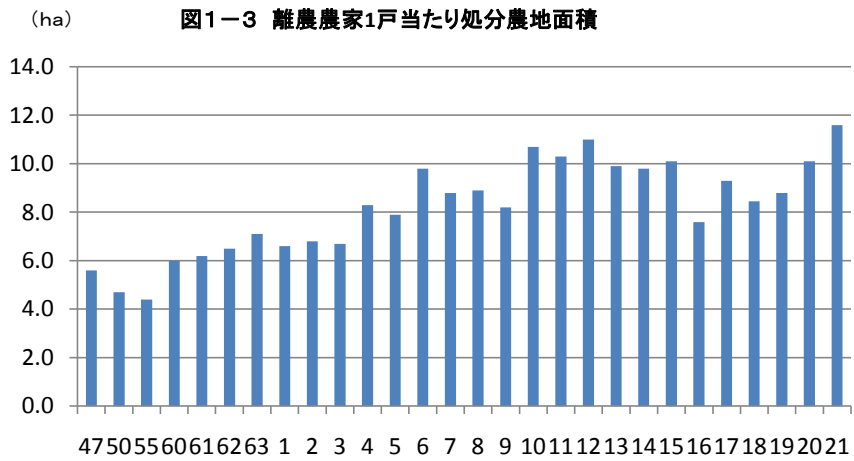


図1-3 離農農家1戸当たり処分農地面積



(農地の団地数)

離農農家1戸当たりの保有農地は2.3団地

- 離農農家の保有農地の平均団地数は、2.3団地となっている。
(団地とは、道路、河川等で分断され、まとまった一つの農地として耕作できるものの単位)
- 経営類型別では、稲作が1.7団地、畑作が2.4団地、酪農が4.1団地などとなっている。
- 経営規模別では、1ha未満の離農農家は1.1団地であるが、規模が大きくなるにしたがって団地数が増え、30～50ha以上では4.6団地、50ha以上では5.2団地となっている。

図1-4 経営類型別にみた離農農家の農地の団地数(21年)

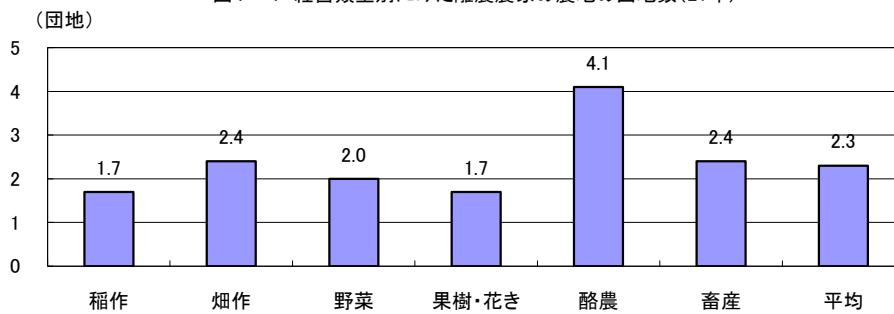
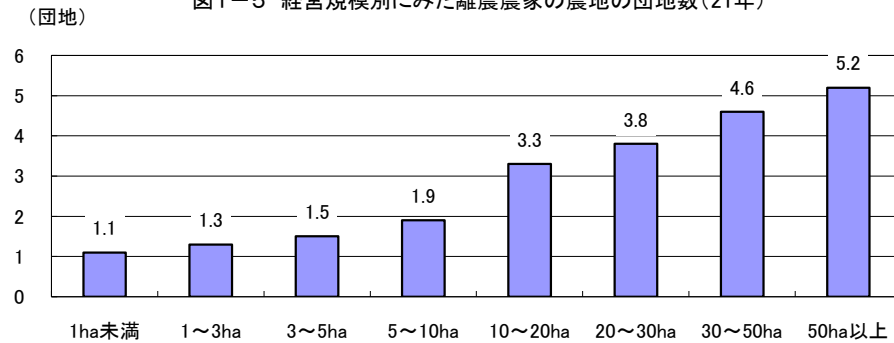


図1-5 経営規模別にみた離農農家の農地の団地数(21年)



2 振興局等の離農戸数等

空知、上川の2振興局等で全道の離農戸数の約5割

- 離農戸数を振興局等別にみると、空知が176戸、上川が149戸であり、2振興局で全道の離農戸数692戸の47%を占めている。
- 保有農地面積は、十勝が1,752haと最も多く、次いで空知の999ha、宗谷の986ha、上川の887haとなっている。
- 離農に伴う処分面積は、十勝が1,663haと最も大きく、次いで宗谷の986ha、空知の982ha、上川の848haとなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、根室が56.0ha、宗谷が51.9ha、釧路が47.0haと大きい。これに対し、渡島が2.6ha、後志が4.4haと小さい。

表2 振興局等別の離農戸数と処分面積

(単位: 戸、ha)

	離農戸数				処分面積			1戸当たり処分面積			参考 21年保有農地面積
	19年	20年	21年	うち農地 処分戸数	19年	20年	21年	19年	20年	21年	
空知	252	271	176	176	1,303.8	1,467.8	981.6	5.2	5.4	5.6	999.5
石狩	84	37	45	36	344.2	151.2	191.8	4.1	4.1	5.3	208.0
後志	44	31	30	23	267.6	191.6	100.6	6.1	6.2	4.4	140.7
胆振	9	7	7	5	73.0	85.7	32.0	8.1	12.2	6.4	51.9
日高	21	23	50	50	116.0	276.9	364.5	5.5	12	7.3	408.3
渡島	20	29	22	21	25.3	70.0	54.5	1.3	2.4	2.6	97.5
檜山	21	9	12	12	86.2	59.6	75.2	4.1	6.6	6.3	75.9
上川	344	230	149	148	1,876.7	1,520.2	847.9	5.5	6.6	5.7	887.0
留萌	40	26	9	9	395.9	186.8	81.5	9.9	7.2	9.1	84.9
宗谷	13	8	19	19	236.3	319.4	985.5	18.2	39.9	51.9	985.5
オホーツク	113	113	57	54	1,355.7	1,704.8	830.0	12.0	15.4	15.4	896.9
十勝	87	87	89	85	1,396.7	1,614.3	1,663.2	16.1	18.6	19.6	1,752.5
釧路	21	20	16	16	963.0	841.2	751.4	45.9	42.1	47.0	792.0
根室	26	18	11	10	1,153.0	715.3	559.7	44.3	39.7	56.0	642.3
全道	1,095	909	692	664	9,593.4	9,204.8	7,519.4	8.8	10.1	11.3	8,022.9

図2-1 振興局等別の離農戸数の推移

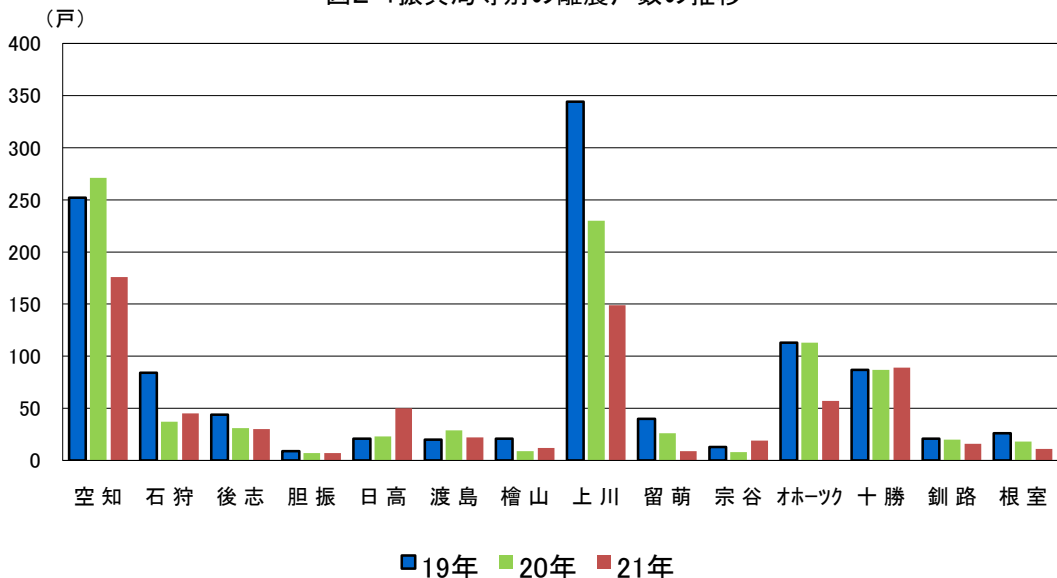


図2-2 振興局等別の離農戸数の割合(21年)

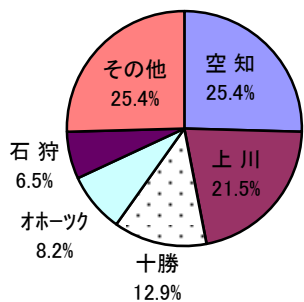


図2-3 振興局等別の処分面積の割合(21年)

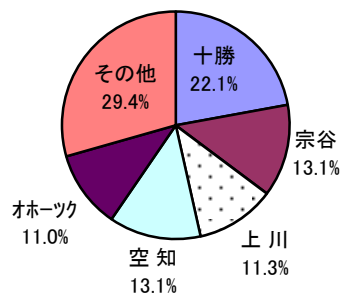


図2-4 振興局等別の処分面積の推移

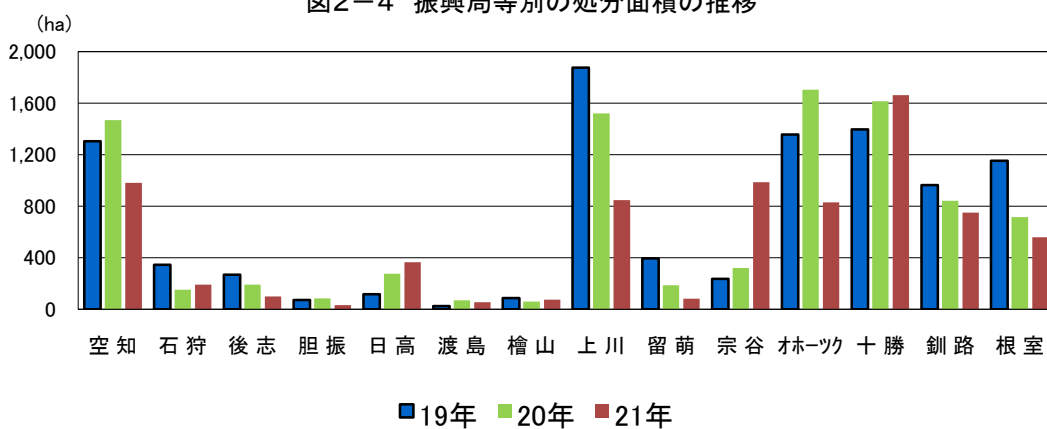
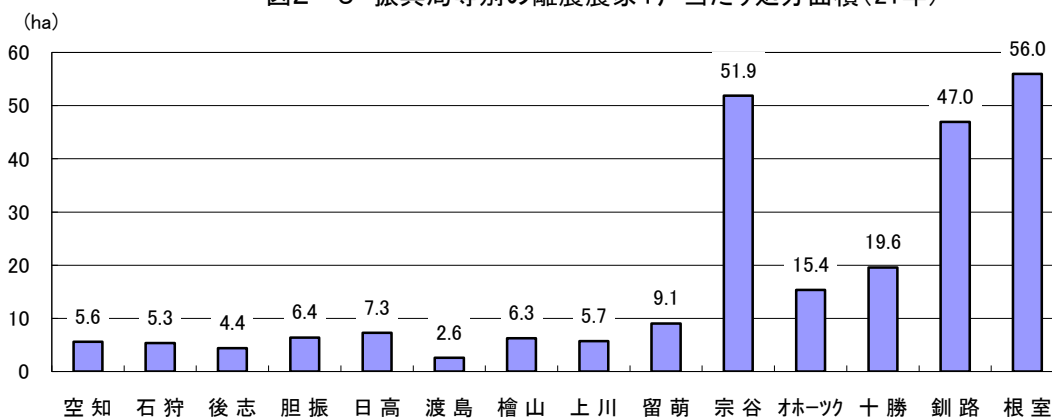


図2-5 振興局等別の離農農家1戸当たり処分面積(21年)



3 経営類型別の離農戸数等

離農戸数の約4割は稲作経営

- 離農戸数を経営類型別にみると、稲作経営（以下単に「稲作」という。他の経営類型も同じ）が全体の43.6%を占め、次いで畑作が35.0%、酪農が13.4%となっている。また、昨年と比べると、稲作経営、畑作経営等の離農が減少している反面、野菜が増加している。
- 処分面積は、酪農が45.1%、畑作が28.3%、稲作が21.1%となっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、酪農が36.4haと最も大きく、果樹・花きが最も小さい。

表3 経営類型別の離農戸数及び処分面積等(21年)

(単位: 戸、ha)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
離農戸数	302 (43.6)	242 (35.0)	26 (3.8)	7 (1.0)	93 (13.4)	22 (3.2)	692 (100.0)
処分面積	1,586.5 (21.1)	2,124.9 (28.3)	142.7 (1.9)	6.5 (0.1)	3,388.1 (45.1)	270.7 (3.6)	7,519.4 (100.0)
1戸当たり 処分面積	5.3	8.8	5.5	0.9	36.4	12.3	10.9

注)カッコ内は全体に対する比率である。

図3-1 離農戸数の経営類型別の割合(21年)

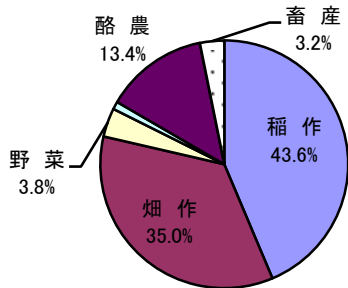


図3-2 処分面積の経営類型別の割合(21年)

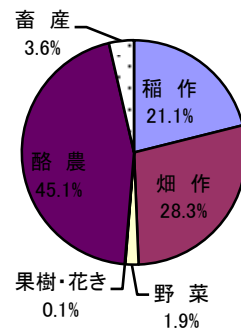
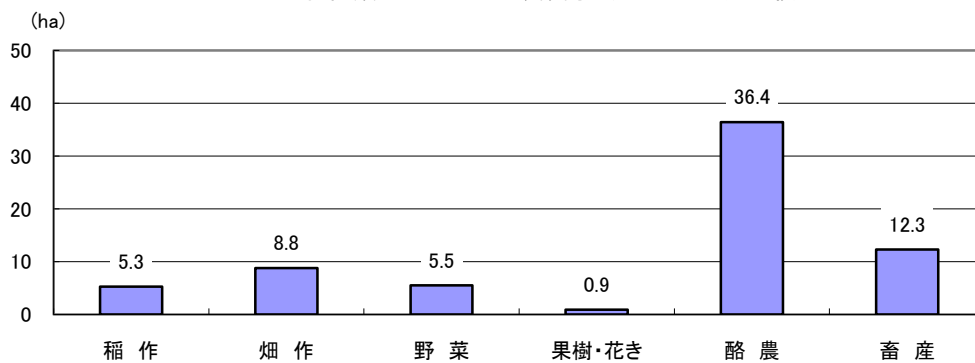


図3-3 経営類型別にみた離農農家1戸当たり処分面積(21年)



(参考) 経営類型別離農戸数、処分面積等の推移

(S45~H15)

(単位:戸、ha)

区分		田作	田畑作	畑作	混同	酪農	合計
離農戸数	45	1,150	364	1,893	349	950	4,706
	50	1,093	175	842	78	349	2,537
	55	402	112	642	94	165	1,415
	60	696	73	375	34	138	1,316
	2	1,005	96	438	25	175	1,739
	7	617	38	335	36	160	1,186
	12	576	67	282	23	186	1,134
	14	533	46	256	23	124	982
15	488	45	224	24	119	900	
処分面積	45	—	—	—	—	—	29,131.0
	50	3,159.3	667.2	3,450.1	552.9	4,107.1	11,936.6
	55	874.8	329.8	2,002.9	1,098.5	1,963.7	6,269.7
	60	2,161.7	396.4	2,109.3	388.7	2,886.0	7,942.1
	2	3,520.1	400.7	3,247.9	173.8	4,507.8	11,850.3
	7	2,370.9	267.4	3,082.7	356.8	4,336.1	10,413.9
	12	2,373.0	463.3	2,931.6	397.3	6,267.1	12,432.3
	14	2,260.9	257.9	2,520.6	350.4	4,202.0	9,591.9
15	2,359.9	313.3	2,069.6	336.9	4,024.0	9,103.7	
1戸当たり	45	—	—	—	—	—	6.2
	50	2.9	3.8	4.1	7.1	11.8	4.7
	55	2.2	2.9	3.1	11.7	11.9	4.4
	60	3.1	5.4	5.6	11.4	20.9	6.0
	2	3.5	4.2	7.4	7.0	25.8	6.8
	7	3.8	7.0	9.2	9.9	27.1	8.8
	12	4.1	6.9	10.4	17.3	33.7	11.0
	14	4.2	5.6	9.8	15.2	33.9	9.8
15	4.8	7.0	9.2	14.0	33.8	10.1	

(H16~)

(単位:戸、ha、%)

		稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
離農戸数	16	719	357	39	5	109	19	1,248
	17	517	249	33	4	96	16	915
	18	745	403	52	8	110	22	1,340
	19	593	310	32	5	134	21	1,095
	20	476	294	11	8	98	22	909
	21	302	242	26	7	93	22	692
処分面積	16	3,519.8	2,453.3	120.9	21.1	3,204.0	206.0	9,525.1
	17	2,771.4	2,220.2	167.4	9.6	2,973.0	336.4	8,478.0
	18	3,823.9	3,451.5	219.2	14.3	3,602.2	216.6	11,327.7
	19	2,733.3	2,510.3	52.9	15.4	4,125.2	156.3	9,593.4
	20	2,339.2	3,317.6	44.6	19.3	3,115.7	368.4	9,204.8
21	1,586.5	2,124.9	142.7	6.5	3,388.1	270.7	7,519.4	
1戸当たり 処分面積	16	4.9	6.9	3.1	4.2	29.4	10.8	7.6
	17	5.4	8.9	5.1	2.4	31.0	21.0	9.3
	18	5.1	8.6	4.2	1.8	32.7	9.8	8.5
	19	4.6	8.1	1.7	3.1	30.8	7.4	8.8
	20	4.9	11.3	4.1	2.4	31.8	16.7	10.1
21	5.3	8.8	5.5	0.9	36.4	12.3	10.9	
21/20	離農戸数	63.4	82.3	236.4	87.5	94.9	100.0	76.1
	処分面積	67.8	64.0	320.0	33.7	108.7	73.5	81.7
	同1戸当たり	108.1	77.9	134.1	37.5	114.4	73.7	107.9

4 経営規模別の離農戸数等

離農農家の6～7割が10ha未満の経営規模

- 離農戸数を経営規模別にみると、保有農地面積 10ha未満の階層が 66%を占めている。
- 更に、経営類型別に経営規模別離農戸数をみると、果樹・花きでは5ha未満の階層が 100%、野菜では同じく5ha未満の階層 61.5%、稲作でも 59.9% であるのに対し、酪農では 30ha以上の階層が 61.3%となっている。

図4-1 経営規模別の離農戸数の割合の推移

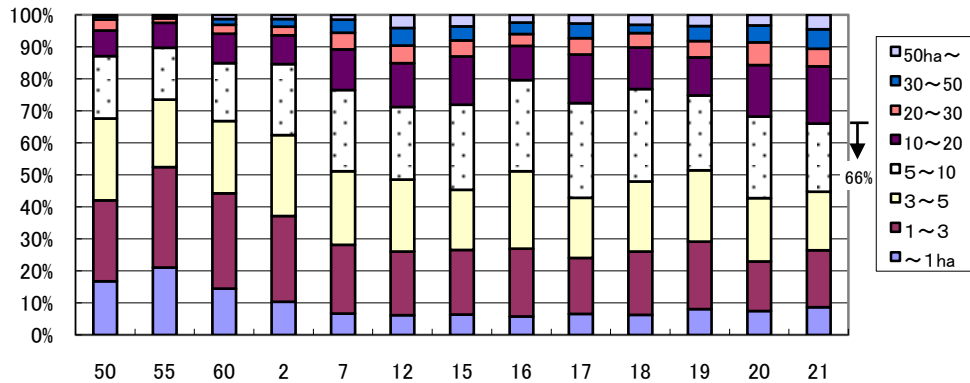
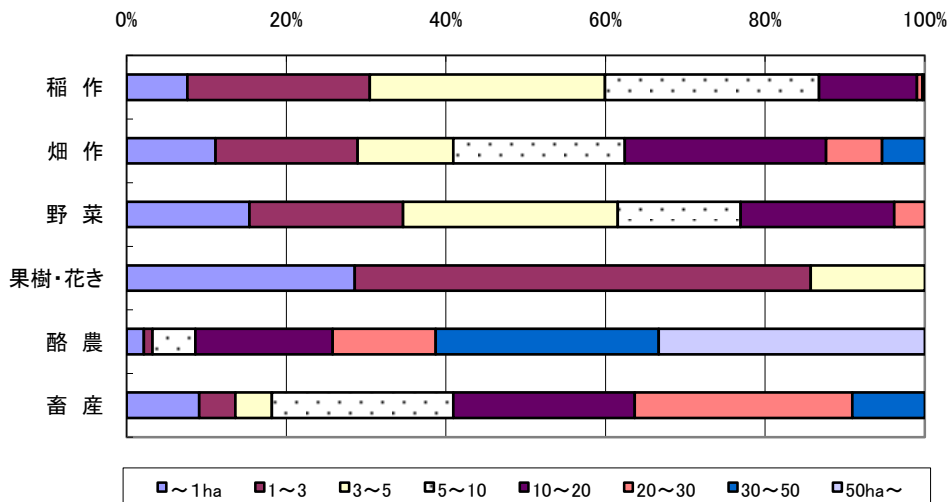


図4-2 経営類型別にみた経営規模別の離農戸数の割合(21年)



5 世帯主年齢別の離農戸数等

離農農家の約7割が世帯主年齢60歳以上

- 離農戸数を世帯主の年齢別にみると、65歳以上が59.1%と最も多く、60～64歳が14.7%と60歳以上が全体の約7割を占めている。
- 更に、経営類型別に離農戸数の世帯主年齢別の割合をみると、稲作、畑作、野菜では、65歳以上が約6割を超えているのに対し、酪農では65歳未満が7割を超えている。
- 世帯主の平均離農年齢は66.5歳と高齢化している。
振興局等では、留萌、石狩、日高が高く、根室、宗谷、釧路が低い。
また、経営形態別には、酪農が低く、稲作・畑作は高い傾向にある。

表4 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

(単位:戸、ha、%)

	～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳～	合計
離農戸数	3 (0.4)	10 (1.4)	55 (7.9)	113 (16.3)	102 (14.7)	409 (59.1)	692 (100.0)
処分面積	166.4 (2.2)	178.6 (2.4)	1,058.4 (14.1)	1,732.4 (23.0)	1,582.7 (21.0)	2,800.9 (37.2)	7,519.4 (100.0)
1戸当たり	55.5	17.9	19.2	15.3	15.5	6.8	10.9

図5-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(21年)

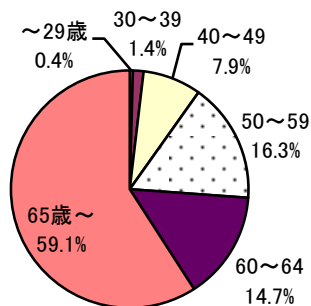


図5-2 世帯主年齢別の1戸当たり処分面積(21年)

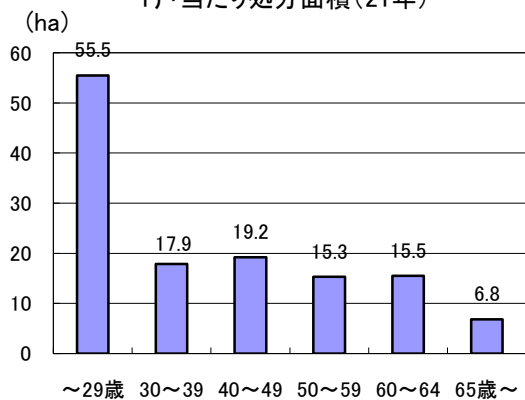
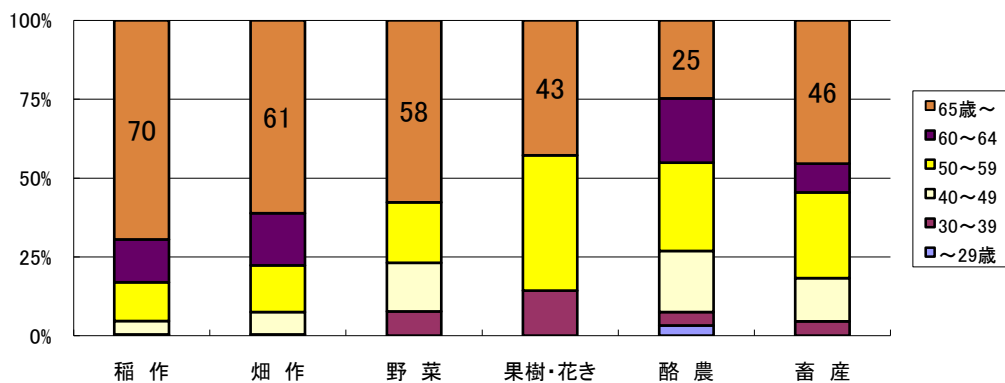


図5-3 経営類型別にみた世帯主年齢別の離農戸数の割合(21年)



(歳) 図5-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移

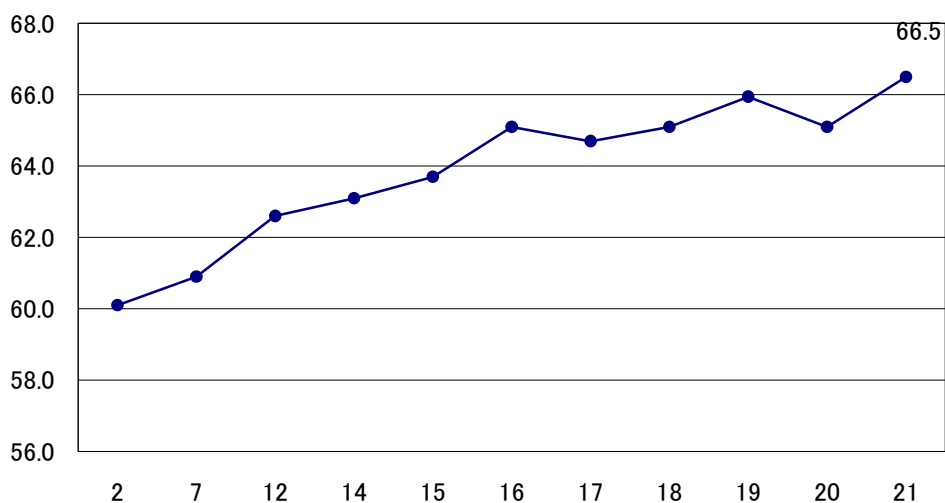


表5 経営類型別にみた世帯主の平均離農年齢(21年)

(単位:歳)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
平均離農年齢	69.1	68.1	62.8	61.3	56.5	61.5	66.5

表6 振興局等別にみた世帯主の平均離農年齢(21年)

(単位:歳)

振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢
空知	68.3	日高	69.7	留萌	72.0	釧路	58.3
石狩	70.6	渡島	68.2	宗谷	53.2	根室	50.6
後志	67.2	檜山	66.4	オホーツク	60.8	総計	66.5
胆振	59.4	上川	69.3	十勝	63.8		

(参考) 経営類型別にみた世帯主の平均離農年齢の推移

(S2~H15)

(単位:歳)

区分	田作	田畑作	畑作	混同	酪農	全体
2	60.4	63.0	59.5	60.3	58.4	60.1
7	63.5	61.7	59.8	60.5	53.1	60.9
12	64.7	60.7	62.3	57.3	57.7	62.6
14	65.0	66.0	61.0	55.0	55.0	63.1
15	65.0	62.0	64.0	61.0	57.0	63.7

(H16~)

(単位:歳)

区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
16	65.8	66.3	68.5	67.2	56.8	57.0	65.1
17	65.1	67.1	64.1	50.5	58.0	57.4	64.7
18	65.8	66.4	63.7	72.1	55.8	63.6	65.1
19	67.6	66.8	67.7	73.4	56.3	62.9	65.9
20	66.9	64.8	65.9	76.4	57.7	61.1	65.2
21	69.1	68.1	62.8	61.3	56.5	61.5	66.5

6 離農事由別の離農戸数等

離農の理由は、「後継者問題」と「労働力不足」で全体の約8割

- 離農戸数を離農の事由別にみると、後継者問題が47%、労働力不足が33%であり、両者で全体の約8割を占めている。
- 一方、1戸当たりの処分面積をみると、負債問題によるものが20.4haと最も大きく、将来不安によるものが17.9haとなっている。

図6-1 離農事由別の離農戸数の割合(21年)

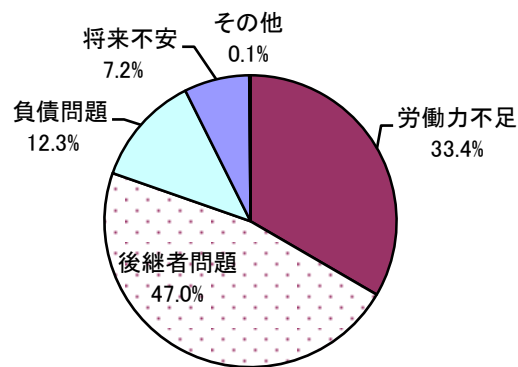


図6-2 離農戸数の離農事由別の割合の推移

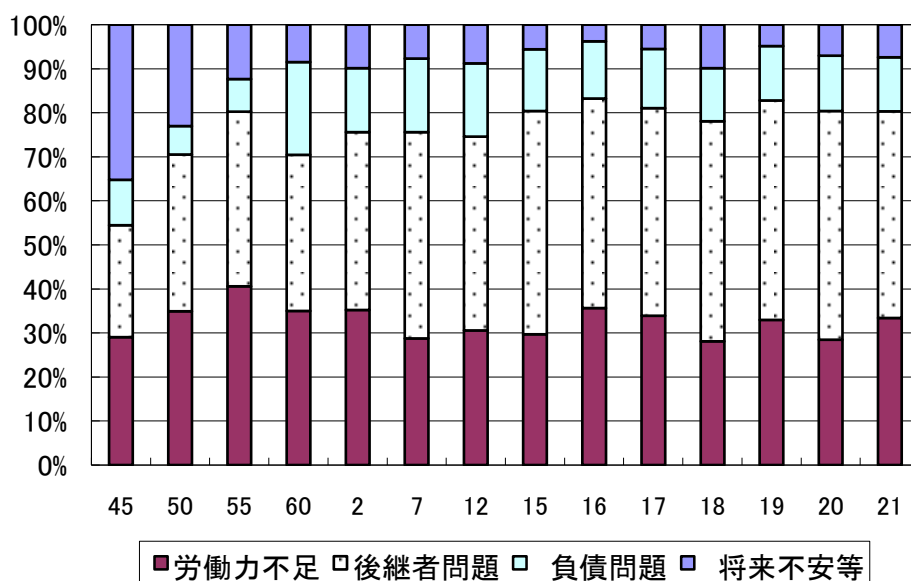


図6-3 経営類型別にみた離農戸数の離農事由別割合(21年)

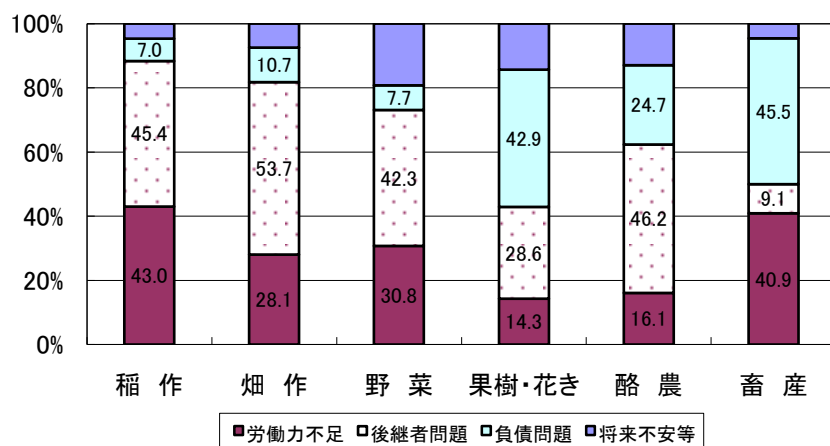
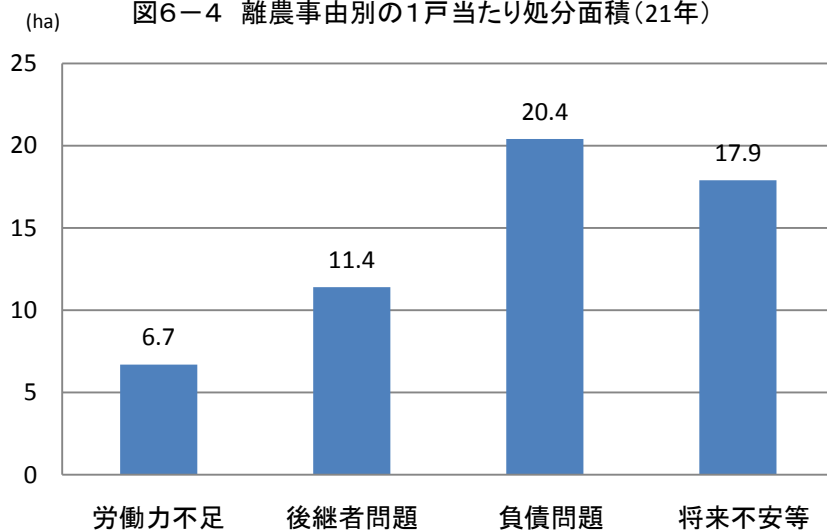


図6-4 離農事由別の1戸当たり処分面積(21年)



7 離農に伴う農地の処分形態

離農農家の農地の処分面積(注)は、所有権の移転と賃借権の設定等が同割合

(注)ここでは、農地法第3条によるものと農業経営基盤強化促進法(農用地利用集積計画)によるものに限る。

- 処分農地面積を処分形態別にみると、所有権移転によるものが54%、賃借権の設定等(賃借権の設定+使用貸借による権利の設定)によるものが46%となっている。
- 処分に当たって適用された法令別にみると、全処分面積のうち約9割が農業経営基盤強化促進法によるものとなっているが、昨年より減少している。
- 振興局等別では、石狩、日高、宗谷などで所有権移転による処分面積の割合が高く、檜山、オホーツク、十勝などで賃借権の設定等による処分面積の割合が高くなっている。

表7 処分農地の適用法令別・条項別・処分形態別面積の推移

(単位:ha,%)

	農 地 法					基 盤 強 化 法		その他
	3 条		4・5条	20条	73条	所有権 の移転	賃借権の 設定等	
	所有権 の移転	賃借権の 設定等						
50	11,830.4		51.2	10.0	45.0	—	—	—
55	5,914.0		14.9	4.5	—	336.3		—
60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	2.5	4,477.5	1,458.4	—
2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	—	5,505.8	4,771.8	—
7	484.2	293.7	19.1	0.0	—	5,201.8	4,415.1	—
12	606.0	224.1	3.0	171.9	—	6,194.2	5,233.1	—
15	294.6	238.9	1.8	98.6	—	4,166.8	4,303.0	—
16	341.2	125.2	11.6	216.8	—	4,497.8	4,310.9	21.6
17	276.8	229.9	2.4	173.1	—	3,892.2	3,842.0	61.6
18	293.4	451.3	7.3	150.4	—	5,042.7	5,381.9	0.7
19	215.8	175.9	3.5	196.1	—	4,513.2	4,427.3	61.6
20	258.4	113.3	28.3	357.8	—	4,213.4	4,216.1	9.4
21	426.7	208.7	1.6	98.8	—	3,558.9	3,174.6	50.1
21割合	5.7	2.8	0.0	1.3	—	47.3	42.2	0.7
21-20	168.3	95.4	▲ 26.7	▲ 259.0	—	▲ 654.5	▲ 1,041.5	40.7
21/20	165.1	184.2	5.7	27.6	—	84.5	75.3	533.0

注)その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法において賃借期間満了により借地を返還したものなどである。

表8 処分農地の処分形態別面積の推移

(単位:ha)

	所有権 の移転	賃借権の 設定等	計
60	6,136.9	1,783.6	7,920.5
2	6,773.5	5,039.4	11,812.9
7	5,686.0	4,708.8	10,394.8
12	6,800.2	5,457.2	12,257.4
15	4,461.4	4,541.9	9,003.3
16	4,839.0	4,436.1	9,275.1
17	4,169.0	4,071.9	8,240.9
18	5,336.1	5,833.2	11,169.3
19	4,729.0	4,603.2	9,332.2
20	4,510.4	4,329.4	8,839.8
21	4,016.2	3,383.9	7,400.1
21比率	54.3	45.7	100.0

表9 適用法の推移

(単位:ha)

	農地法3条	基盤強化法	計
60	1,984.6	5,935.9	7,920.5
2	1,535.3	10,277.6	11,812.9
7	777.9	9,616.9	10,394.8
12	830.1	11,427.3	12,257.4
15	533.5	8,469.8	9,003.3
16	466.4	8,808.7	9,275.1
17	506.7	7,734.2	8,240.9
18	744.7	10,424.6	11,169.3
19	391.7	8,940.5	9,332.2
20	371.7	8,429.5	8,801.2
21	635.4	6,733.5	7,368.9
21比率	8.6	91.4	100.0

図7-1 処分農地の処分形態別面積割合の推移

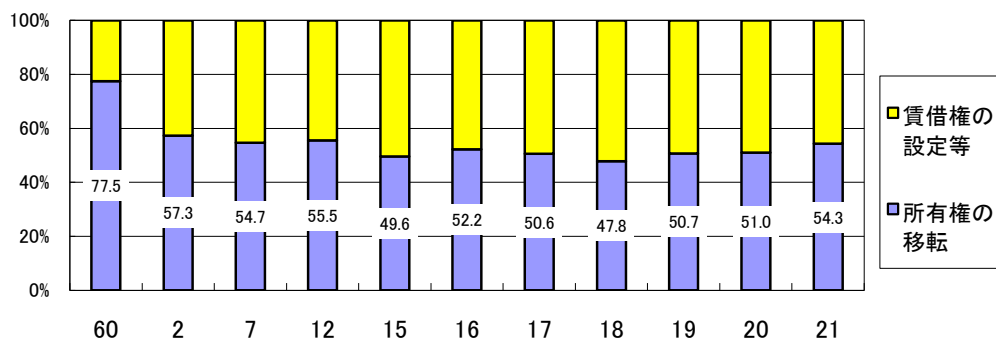
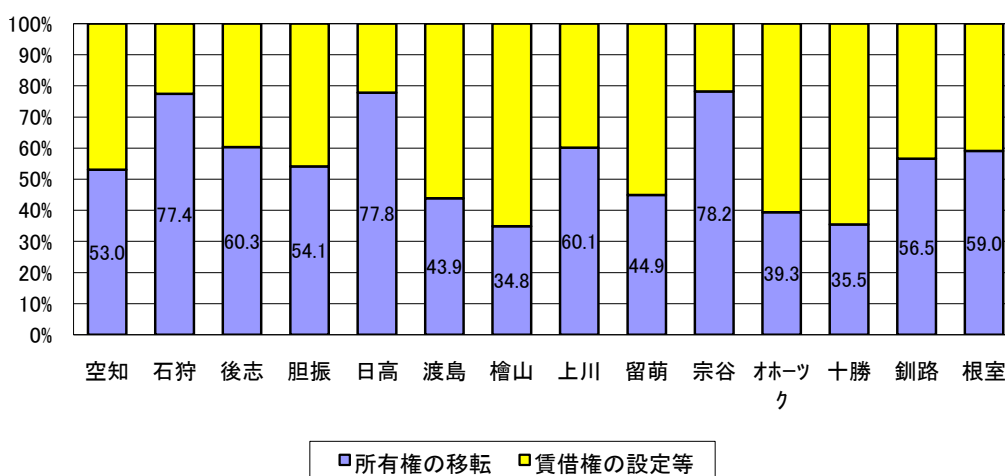
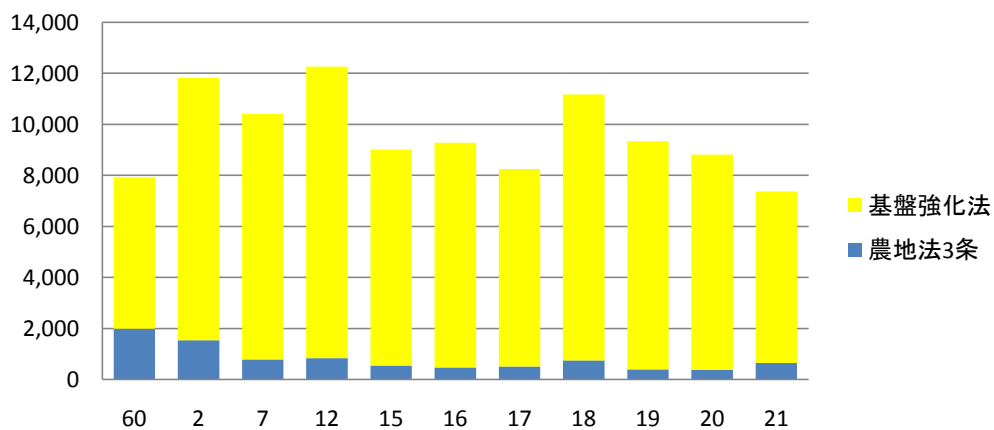


図7-2 振興局等別にみた処分農地の処分形態別面積の割合(21年)



(ha)

図7-3 適用条項の年次別推移



8 離農に伴う農地の処分先箇所数

離農農家の農地の処分先は、約6割が1か所。

- 農地の全部又は一部を離農年内に処分した離農農家の処分先の箇所数(処分の相手方の数)は、1か所であったものが最も多く、全体の約6割を占めている。
- 経営類型別にみると、酪農の処分先は2箇所以上の割合が65.2%と高いが、他の経営類型では1か所の割合が高い。
- 経営規模別にみると、5ha未満では1か所の割合が高く、5～10haは1か所と2か所以上の割合がほぼ拮抗し、10haを境に2箇所以上の割合が高くなっている。

図8-1 離農農家の処分先別箇所数の割合(21年)

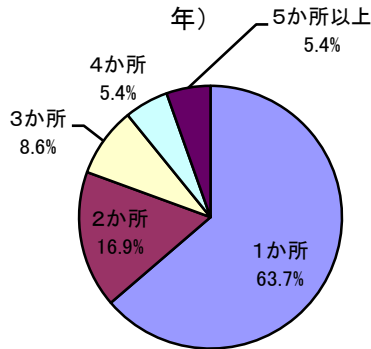


図8-2 経営類型別にみた離農農家の処分先箇所数の割合(21年)

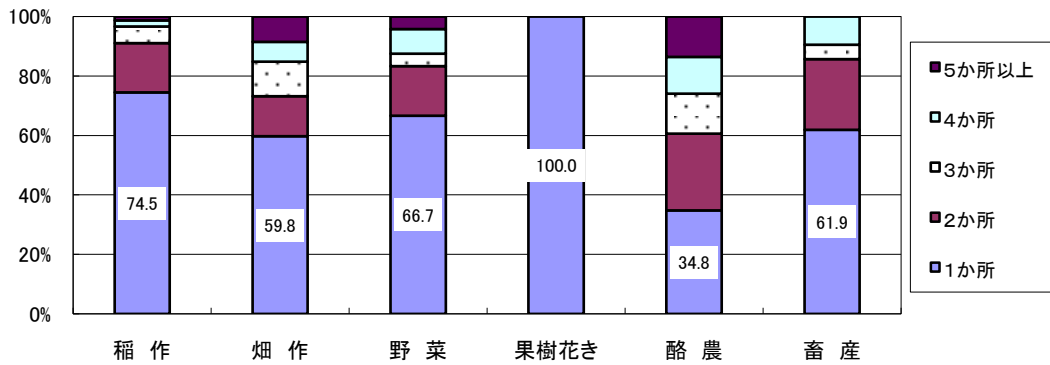
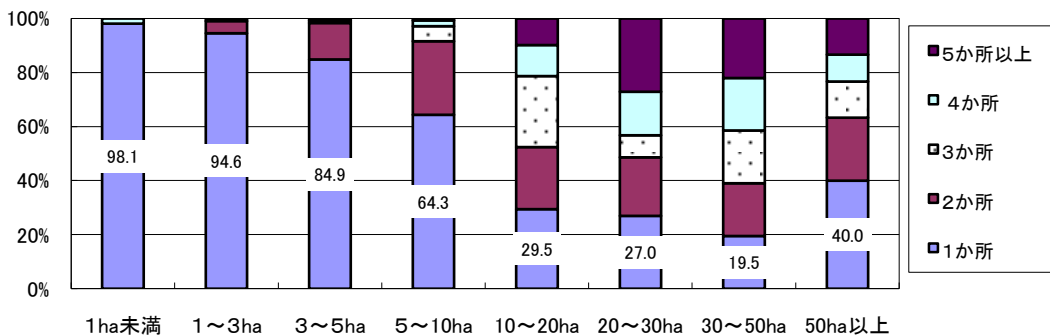


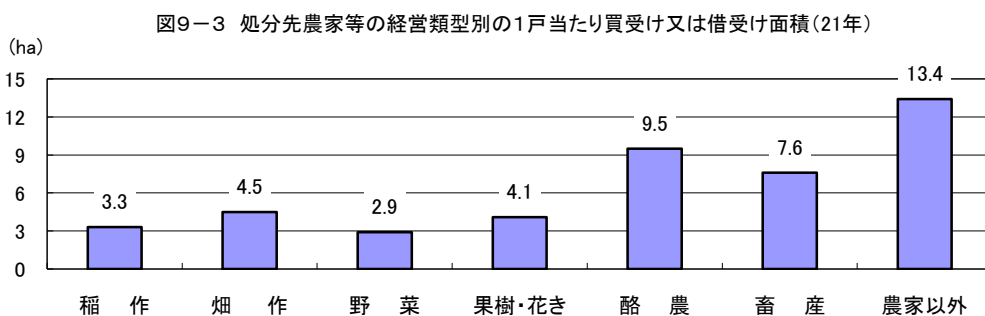
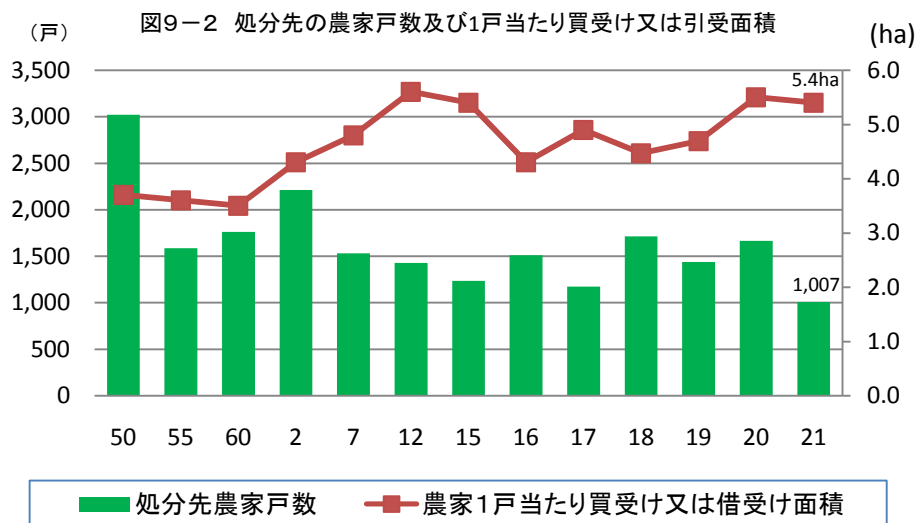
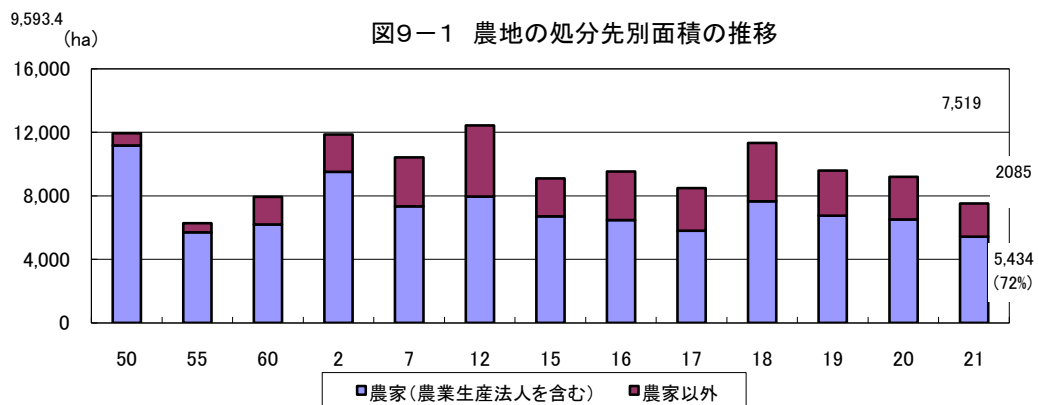
図8-3 経営規模別にみた離農農家の処分先箇所数の割合(21年)



9 離農に伴う農地の処分先

離農農家の農地面積の約7割は、処分先が農家（農業生産法人を含む）

- 離農に伴い処分した農地面積のうち、農家（農業生産法人を含む）が処分先であったものが72%、農家以外が処分先であったものが28%となっている。
- 処分先となった農家戸数は1,007戸で、離農農家1戸当たりでは1.5戸、処分先となった農家1戸当たりの買受け又は借受け面積は5.4haとなっている。これに対し、非農家の引受面積は13.5haと高い。



(農家への処分状況—個人・法人別)

農家に処分された農地面積の8～9割は、処分先が個人農家

- 農家に処分された農地面積 (5,434ha)を個人・法人別にみると、個人農家が 85%、農業生産法人が15%となっている。
- 処分された農家の経営類型別の個人・法人別の割合をみると、畜産、果樹・花きを除き個人農家の割合が高くなっている。
- 振興局等別にみると、日高は農業生産法人の割合が高いが、その他の振興局等は約8割以上が個人農家となっている。

図9-4 農家に処分された農地面積の個人・法人別推移

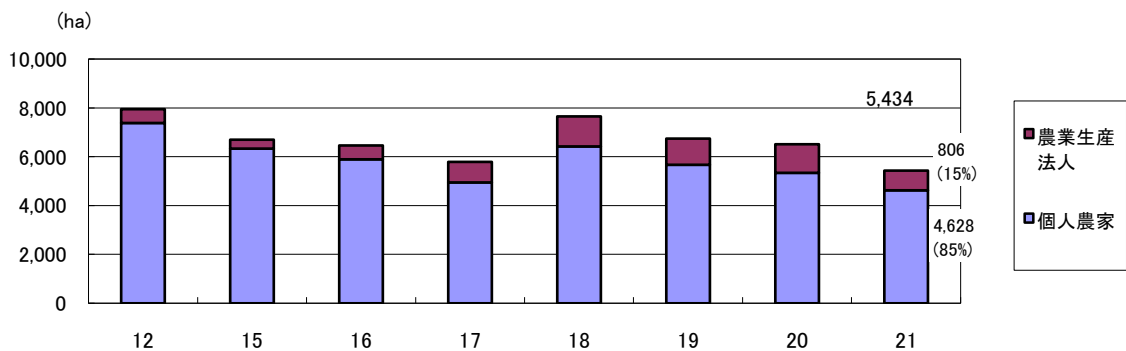


図9-5 経営類型別にみた処分農地面積の処分先農家の個人・法人別割合(21年)

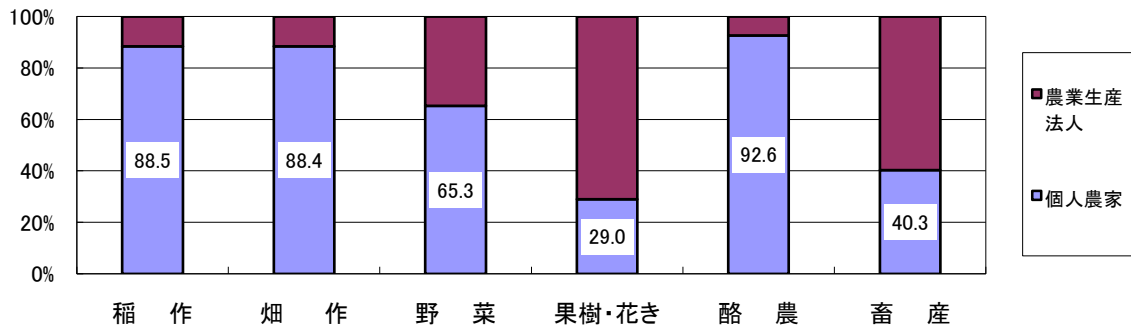
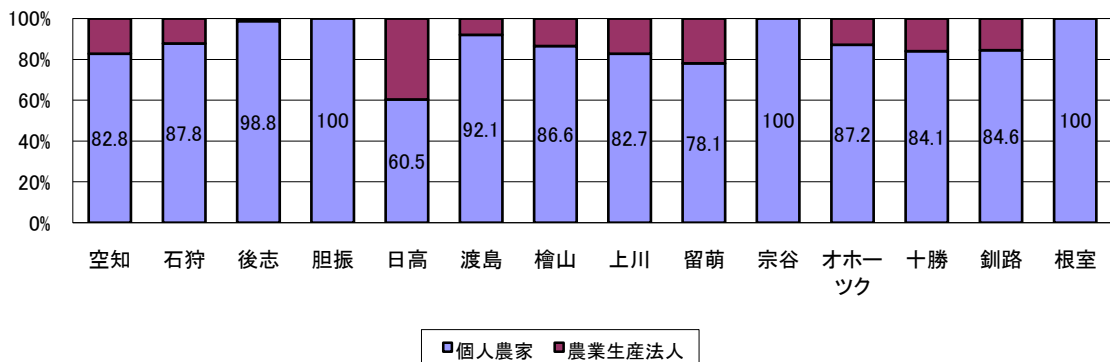


図9-6 支庁別にみた処分農地面積の処分先農家の個人・法人別割合(21年)



(農家への処分状況－認定農業者・一般農家別)

農家に処分された農地面積の96パーセントが認定農業者

- 離農に伴う処分農地のうち農家に処分された農地の面積を認定農業者・一般農家別にみると、認定農業者が96%、一般農家が4%となっている。
- 処分先農家の経営類型別にみると、稲作、畑作、野菜、酪農はその9割以上が認定農業者であるのに対し、果樹・花き、畜産は8割台にとどまっている。

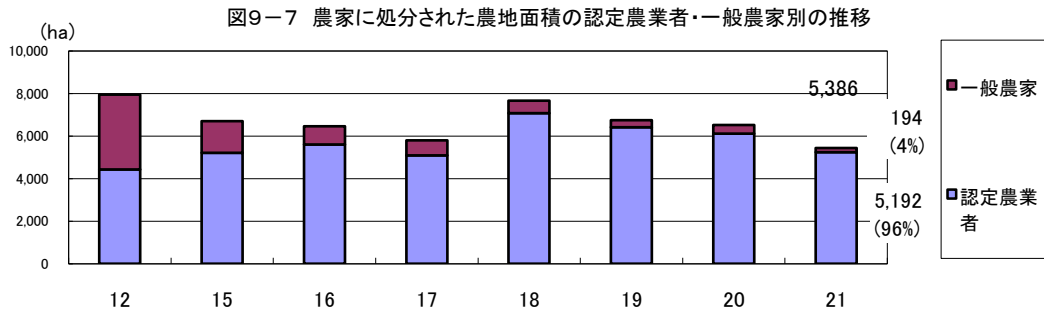
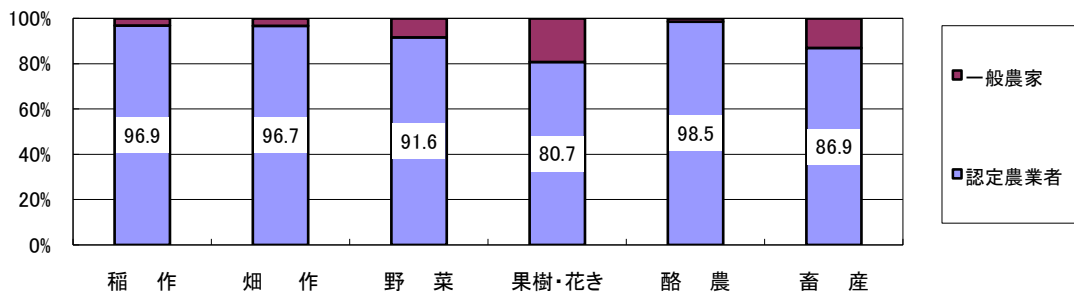


図9-8 農家に処分された農地面積の経営類型別にみた認定農業者・一般農家別の割合(21年)

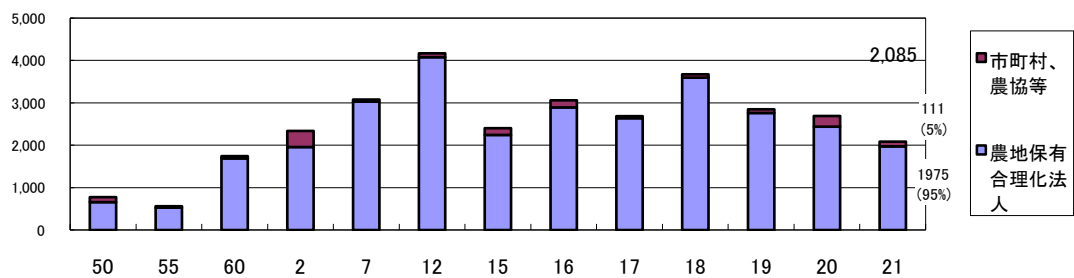


(農家以外への処分状況)

農家以外に処分された農地面積の95パーセントは、農地保有合理化法人

- 離農に伴う処分農地のうち農家以外に処分された農地面積の95%は、農地保有合理化法人が処分先となっている。

図9-9 農家以外に処分された農地面積の処分先別推移



10 未処分農地

離農農家の農地面積の約6パーセントは、年内未処分

- 21年の離農戸数692戸のうち、離農年内に保有農地の全部を処分した者が602戸(87.1%)、一部を処分(一部は未処分)した者が62戸(8.8%)、全地未処分の者が28戸(4.1%)となっている。
- 21年の離農農家の保有農地のうち、同年中に処分されなかった農地面積(未処分農地面積)は461haで保有農地総面積8,023haの5.7%となっている。
- 未処分農地面積を全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、その内訳はそれぞれ215haと246haとなっている。
- 離農に伴う処分面積は漸減していたが、18年は大幅な増加に転じ、19年以降は再び減少している。
一方、未処分農地面積は16年まで増加していたが、その後は全体の6~12%の範囲で変動している。
- 前年からの未処分農地は、20年まで増加傾向にあったが、21年は2,492haに減少している。これに20年の未処分農地面積461haを加えると、21年末の未処分農地の累計面積は2,495haに減少している。
- 離農農家の未処分理由は、20年までは「次年度以降処分」とする者が多かったが、21年は「次年度以降処分」する者が一番多く29%を占めているものの、減少している。

図10-1 離農農家の処分内訳(21年)



図10-2 離農農家の保有農地面積のうち年内の全体面積の推移

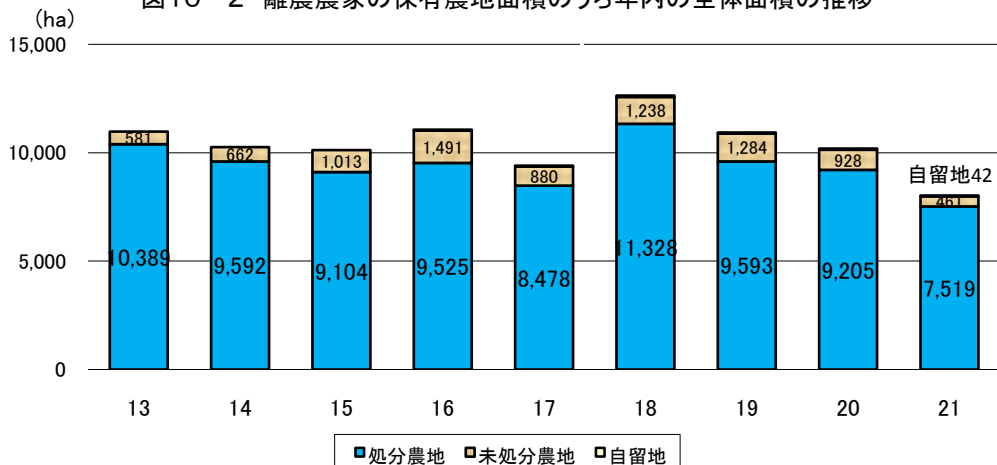


図10-3 離農農家の保有農地のうち年内未処分農地面積の推移

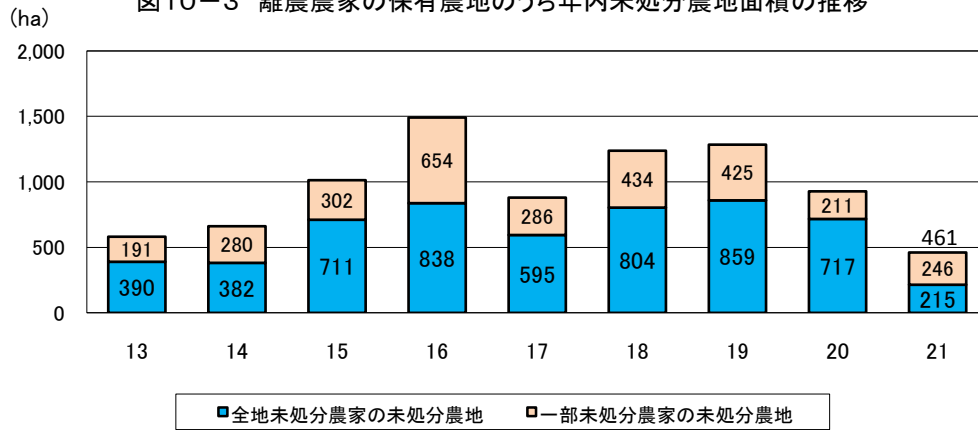
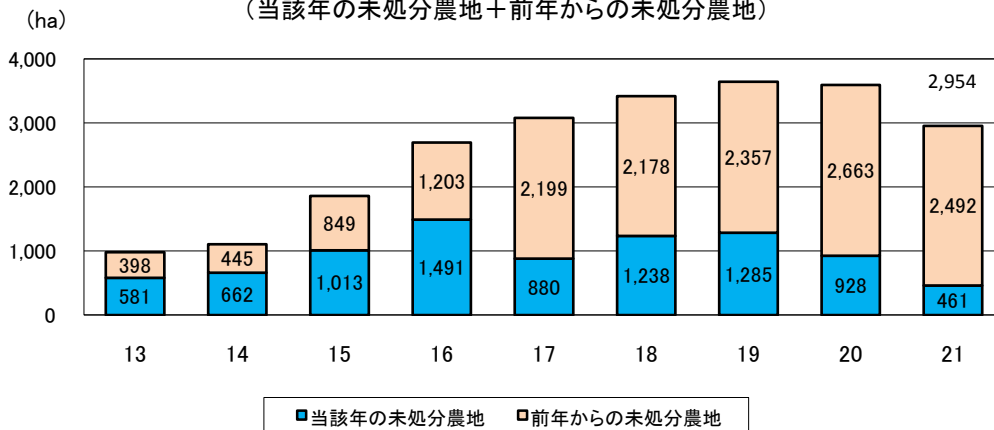


図10-4 離農農家の保有農地のうち未処分農地の累計面積の推移
(当該年の未処分農地+前年からの未処分農地)



(各年12月末日現在)

図10-5 未処分農地となった理由の推移

